

第104期 中間決算公告

平成22年12月24日

富山市堤町通り1丁目2番26号
 株式会社 北陸銀行
 取締役頭取 高木 繁雄

中間貸借対照表 (平成22年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	307,003	預 渡 性 預 金	5,153,377
コ ー ル ロ ー ン	41,033	譲 渡 性 預 金	139,226
買 入 金 錢 債 権	118,550	コ ー ル マ ネ 一	50,000
特 定 取 引 資 産	8,408	特 定 取 引 負 債	3,620
有 働 証 券	1,088,411	借 用 金	181,822
貸 出 金	4,109,229	外 国 為 替	58
外 国 為 替	4,345	そ の 他 負 債	67,630
そ の 他 資 産	70,572	未 払 法 人 税 等	224
有 形 固 定 資 産	84,186	リ ー ス 債 務	1,817
無 形 固 定 資 産	5,755	資 産 除 去 債 務	155
繰 延 税 金 資 産	43,037	そ の 他 の 負 債	65,432
支 払 承 諾 見 返	69,334	退 職 給 付 引 当 金	1,676
貸 倒 引 当 金	△ 43,192	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	196
		偶 発 損 失 引 当 金	1,772
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,232
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	8,905
		支 払 承 諮	69,334
		負 債 の 部 合 計	5,678,854
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	140,409
		資 本 剰 余 金	14,998
		資 本 準 備 金	14,998
		利 益 剰 余 金	50,351
		利 益 準 備 金	5,144
		そ の 他 利 益 剰 余 金	45,206
		繰 越 利 益 剰 余 金	45,206
		株 主 資 本 合 計	205,759
		そ の 他 有 働 証 券 評 働 差 額 金	13,373
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 0
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,689
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	22,063
		純 資 産 の 部 合 計	227,822
資 産 の 部 合 計	5,906,677	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,906,677

中間損益計算書

〔 平成22年4月 1日から
平成22年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	55,053
資 金 運 用 収 益	42,088
(うち 貸 出 金 利 息)	(34,787)
(うち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(6,033)
役 務 取 引 等 収 益	10,198
特 定 取 引 収 益	567
そ の 他 業 務 収 益	690
そ の 他 経 常 収 益	<u>1,508</u>
経 常 費 用	42,898
資 金 調 達 費 用	5,903
(うち 預 金 利 息)	(4,480)
役 務 取 引 等 費 用	3,517
そ の 他 業 務 費 用	690
営 業 経 費	27,646
そ の 他 経 常 費 用	<u>5,141</u>
経 常 利 益	12,155
特 別 利 益	5
特 別 損 失	<u>452</u>
税 引 前 中 間 純 利 益	<u>11,707</u>
法人税、住民税及び事業税	43
過 年 度 法 人 税 等 戻 入 額	△ 51
法 人 税 等 調 整 額	<u>4,491</u>
法 人 税 等 合 計	<u>4,484</u>
中 間 純 利 益	<u>7,223</u>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は85,301百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理
----------	--

なお、会計基準変更時差異(16,794百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジの有効性評価の方法については、当行のリスク管理手続きに則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は2百万円減少し、税引前中間純利益は127百万円減少しております。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

前中間期において、「その他負債」の「その他の負債」に含めて表示しておりました「役員退職慰労引当金」は、その重要性が増したため、当中間期より区分掲記しております。なお、前中間期の「役員退職慰労引当金」は9百万円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 50百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は9,757百万円、延滞債権額は118,979百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は790百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,883百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は143,410百万円であります。

なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は41,802百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	166,041百万円
貸出金	271,419百万円

担保資産に対応する債務

預金	35,992百万円
コールマネー	50,000百万円
借用金	88,300百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券132,888百万円、その他資産213百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は、2,028百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約で

あります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,237,839百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,189,801百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 23,626百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 56,162百万円
11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 93,500百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は70,054百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 217円48銭
14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、11.27%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,422百万円、株式等償却1,456百万円、株式等売却損382百万円及び貸出債権売却損406百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 6円89銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び信託受益権等を含めて記載しております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年9月30日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子会社・子法人等株式50百万円、関連法人等株式 - 百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	42,042	35,084	6,957
	債券	895,289	872,383	22,905
	国債	408,331	398,831	9,500
	地方債	253,032	243,736	9,295
	社債	233,925	229,816	4,109
	その他	78,222	76,808	1,413
	小計	1,015,554	984,276	31,277
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	27,441	34,589	△7,148
	債券	74,596	75,151	△555
	国債	58,163	58,588	△425
	地方債	—	—	—
	社債	16,432	16,563	△130
	その他	42,657	43,812	△1,154
	小計	144,695	153,554	△8,858
合計		1,160,249	1,137,830	22,418

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	20,415
非上場外国証券	0
合計	20,416

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落している等の場合で、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、1,439百万円（うち、株式1,395百万円、その他44百万円）であります。

また、「減損処理」は資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり実施しております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先	時価が取得原価に比べ下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者であり、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	41,858	百万円
減価償却損金算入限度超過額	902	
退職給付引当金	12,284	
有価証券評価損否認額	12,518	
繰越欠損金	24,290	
その他	<u>2,841</u>	
繰延税金資産小計	94,696	
評価性引当額	<u>△38,246</u>	
繰延税金資産合計	56,449	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	9,063	
合併引継土地	3,672	
その他	<u>675</u>	
繰延税金負債合計	<u>13,411</u>	
繰延税金資産の純額	<u>43,037</u>	百万円